

News Letter 2024年11月号

# 仕事のスキルアップ・資格取得をめざす方へ 教育訓練給付金が拡充！



経営革新等支援機関推進協議会

# CONTENTS

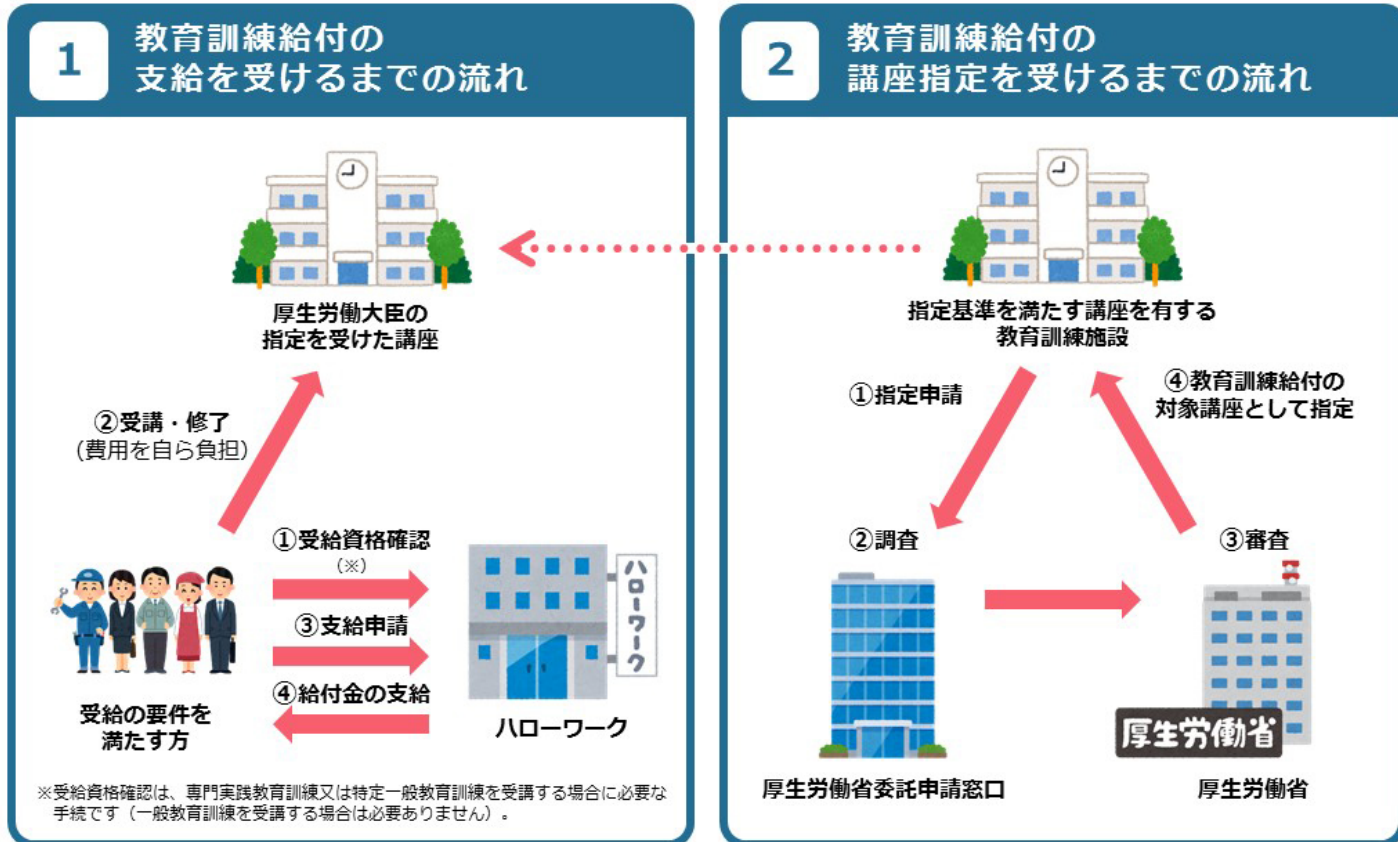
- 1 教育訓練給付制度とは
- 2 制度概要
- 3 拡充内容
- 4 給付条件
- 5 給付手続き

## ① 教育訓練給付制度とは

教育訓練給付制度は、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として**教育訓練の受講費用の一部が支給**されるものです。  
このたび厚生労働大臣が指定する**特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練の受講を令和6年10月1日以降に開始する方**について、教育訓練給付金の**給付率を引き上げる改正**を行いました。



## ② 制度概要



## ② 制度概要

	専門実践教育訓練給付金	特定一般教育訓練給付金	一般教育訓練給付金
対象訓練	労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練	労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練	その他の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練
対象講座一例	<p>業務独占資格などの取得を目標とする講座 介護福祉士、看護師・准看護師、美容師、社会福祉士、歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師など</p> <p>大学院・大学・短期大学・高等専門学校の課程 ・専門職大学院の課程(MBA、法科大学院、教職大学院など) ・職業実践力育成プログラム(文部科学大臣認定) など</p>	<p>業務独占資格などの取得を目標とする講座 介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修、特定行為研修、大型自動車第一種・第二種免許など</p> <p>大学等、専門学校等の課程 ・短時間の職業実践力育成プログラム(文部科学大臣認定) ・短時間のキャリア形成促進プログラム(文部科学大臣認定)</p>	<p>資格の取得を目標とする講座 輸送・機械運転関係(大型自動車、建設機械運転等)、介護福祉士実務者養成研修、介護職員初任者研修、税理士、社会保険労務士、Webクリエイター、CAD利用技術者試験、TOEIC、簿記検定、宅地建物取引士 など</p>
令和6年10月1日以降に受講を開始する方	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育訓練経費の50%(年間上限40万円)を受講開始日から6か月ごとに支給</li> <li>さらに資格取得・就職した場合は、追加で教育訓練経費の20%(年間上限16万円)を支給</li> <li>上記に加えて、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、教育訓練経費の10%(年間上限8万円)を追加で支給。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育訓練経費の40%(年間上限20万円)を訓練修了後に支給</li> <li>上記に加えて、資格取得・就職した場合、教育訓練経費の10%(年間上限5万円)を追加で支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育訓練経費の20%(上限10万円)を訓練修了後に支給</li> </ul>
給付率	<p style="text-align: center;"><b>最大80%</b> (年間上限64万円)</p>	<p style="text-align: center;"><b>最大50%</b> (上限25万円)</p>	<p style="text-align: center;"><b>20%</b> (上限10万円)</p>

### ③ 拡充内容

#### 特定一般教育訓練給付金

特定一般教育訓練給付金の給付率を、40%から最大50%に引き上げ

<令和6年9月30日以前>

教育訓練経費の40%(年間上限20万円)を訓練修了後に支給



<拡充後・令和6年10月1日以降>

上記に加えて資格取得・就職した場合、教育訓練経費の**10%(年間上限5万円)**を追加で支給

(教育訓練経費とは、受講者が教育訓練実施者に対して支払った入学料と受講料の合計をいいます。)

【支給額の例】  
訓練期間:3か月  
入学料:5万円  
受講料:25万円

	教育訓練経費	令和6年9月30日まで	令和6年10月1日以降
本体給付	30万円(入学料含む)	12万円(※1)	12万円(※1)
資格取得等した場合	—	—	3万円(※2)
合計	30万円	12万円	15万円

※1 30万円×40%=12万円(20万円を超える場合は20万円が上限)

※2 30万円×10%=3万円(5万円を超える場合は5万円が上限)

### ③ 拡充内容

#### 専門実践教育訓練給付金

専門実践教育訓練給付金の給付率を、70%から最大80%に引き上げ

<令和6年9月30日以前>

教育訓練経費の50%(年間上限40万円)を受講開始日から6か月ごとに支給

さらに、資格取得・就職した場合は、追加で教育訓練経費の20%(年間上限16万円)を支給



<拡充後・令和6年10月1日以降>

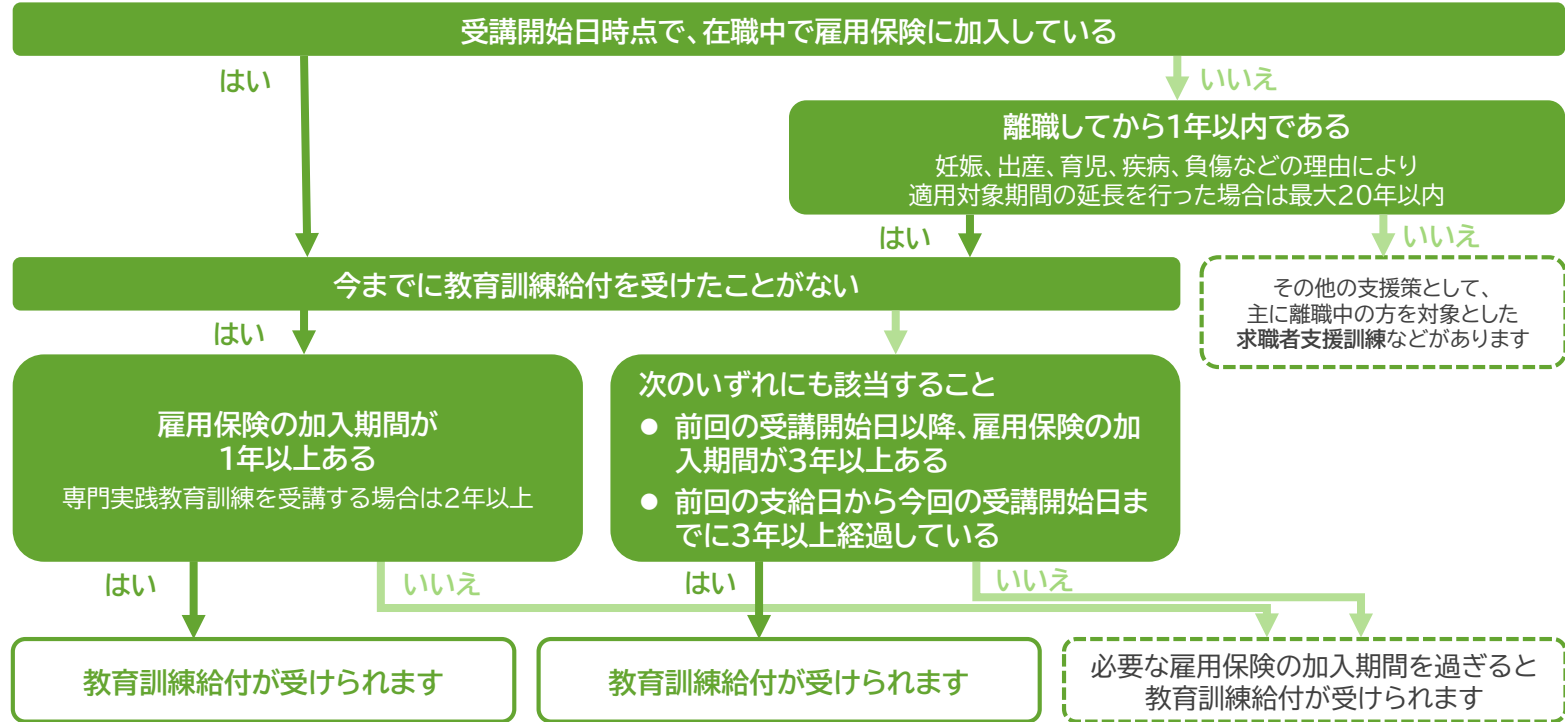
上記の資格取得・就職に加えて、**訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場**

**合は、教育訓練経費の10%(年間上限8万円)**を追加で支給



## ④ 給付条件

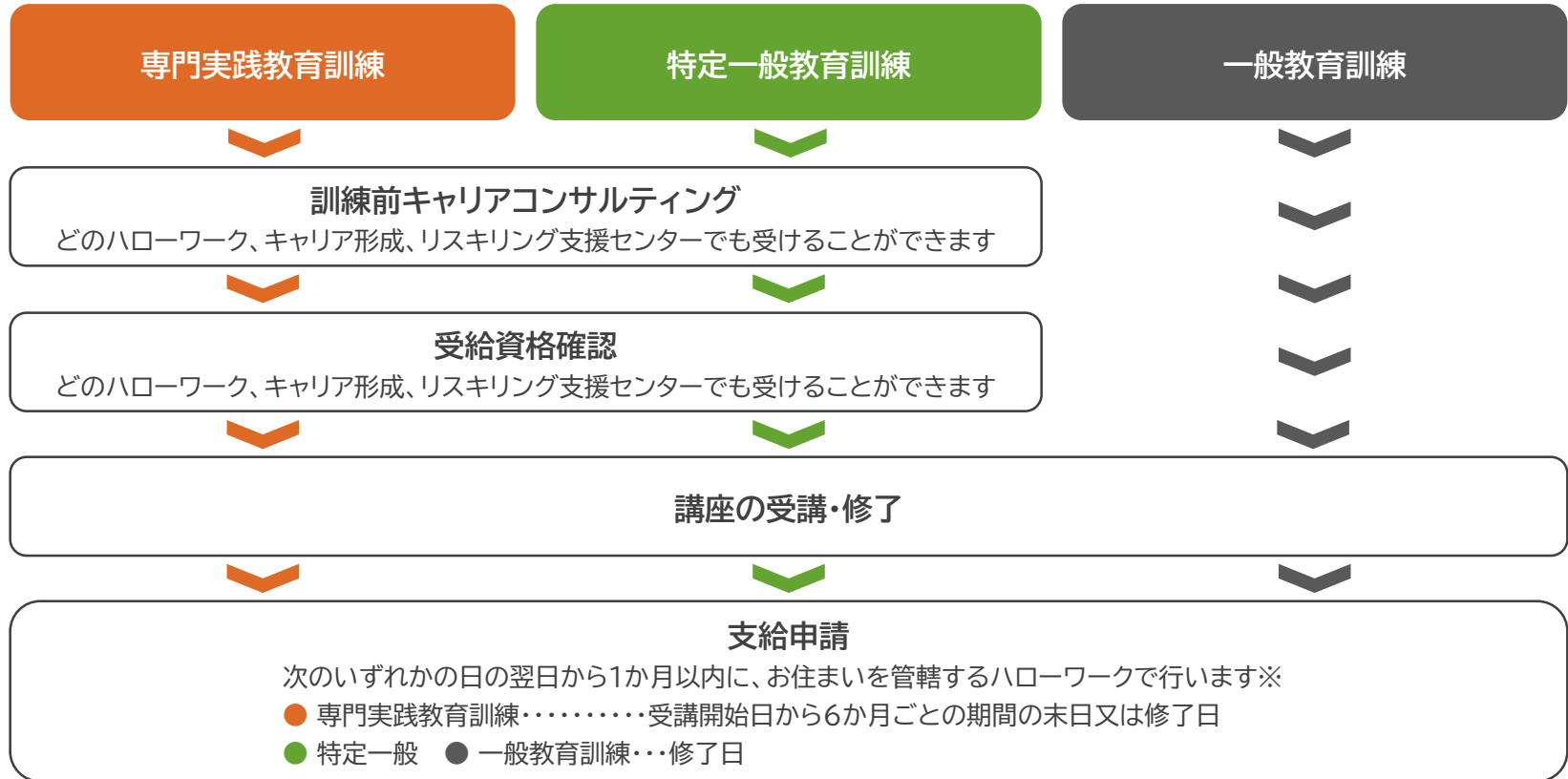
パート・アルバイト・派遣労働者の方も対象



→ ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。



## ⑤ 給付手続き



※「e-Gov電子申請(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)」から電子申請も可能です。

# 最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼



経営革新等支援機関推進協議会